



# 秋田県公報

目次	ページ
公安委員会規則	1
秋田県公安委員会の公印に関する規則の一部を改正する規則(七・警察本部総務課).....	1

## 公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第七号  
 秋田県公安委員会の公印に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成十八年四月十八日

秋田県公安委員会委員長 伊藤 辰 郎

秋田県公安委員会の公印に関する規則の一部を改正する規則

秋田県公安委員会の公印に関する規則(昭和三十三年秋田県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 秋田県公安委員会委員長及び秋田県公安委員会の公印(公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を用いることにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。以下単に「公印」という。)の種類は、次のとおりとする。

- 一 一般公印 一般的な用途に使用するもの
- 二 専用公印 特定の用途に使用するもの

2 公印の制式及び保管責任者は、別表のとおりとする。  
 第二条中「秋田県公安委員会委員長および秋田県公安委員会の」を「前条に定めるもののほか、「」に改める。  
 附則の次に次の別表を加える。

- 別表(第一条関係)
- 一 一般公印

名称	形式	書体	寸法	保管責任者
秋田県公安委員会委員長印		てん書	二・三ミリメートル	総務課長
秋田県公安委員会印(本部用)		てん書	二・三ミリメートル	総務課長
秋田県公安委員会印(警察署用)		てん書	一・九ミリメートル	警察署長
秋田県公安委員会印(生活安全事務専用)		てん書	一・〇ミリメートル	生活安全企画課長
秋田県公安委員会印(生活安全事務専用押出)		かい書	縦二・〇ミリメートル	生活安全企画課長及び警察署長
秋田県公安委員会印(生活安全事務専用認)		かい書	縦八ミリメートル	警察署長

名称	形式	書体	寸法	保管責任者
秋田県公安委員会印(駐車監視員資格者証)		てん書	四・五ミリメートル	交通指導課長
秋田県公安委員会印(運転免許事務専用)		てん書	一・九ミリメートル	運転免許センター長
秋田県公安委員会印(運転免許証)		てん書	四・五ミリメートル	運転免許センター長
秋田県公安委員会印(運転免許事務専用押出)		れい書	縦二・二ミリメートル	運転免許センター長
秋田県公安委員会印(運転免許事務専用認)		かい書	縦四・三ミリメートル	運転免許センター長及び警察署長
秋田県公安委員会印(国際運転免許証)		てん書	直径二・〇ミリメートル	運転免許センター長

この規則は、  
附 則  
公布の日から施行する。

発  
行  
者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印  
刷  
所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

購  
読  
料  
金

一月三千六百七十五円(税込)

印  
刷  
者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

